

太陽光発電上田市所有施設屋根等貸付事業 事業者募集の概要

太陽光発電設備は、国による再生可能エネルギーの利活用に向けた施策展開と、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場から再生可能エネルギーを活用した施設整備を進め、大きな広がりを見せてています。

こうした中上田市は、全国有数の日射量を有し太陽光発電に適した地域であることから、これまで新エネルギー活用施設設置費補助金など市民の皆様の導入を後押しするとともに、公共施設の改築時における太陽光発電設備の設置など普及促進に向けた取組を積極的に進めてきました。

このたび、さらなる再生可能エネルギーの普及・発電量増加を目的に、市所有施設の屋根を利用した発電を行う事業希望者を募集します。

1 事業実施に伴う諸条件

(1) 貸付料及び契約方法

設置場所は有料貸付とする。貸付料は1m²当たり年額100円（税抜き）を最低価格とし、施設ごとに最高価格を提示した設置事業者と契約する。

(2) 貸付期間

契約締結の日から20年間とする。なお、契約の更新を希望する場合は上田市と協議すること。

(3) 工事及び運営管理

本事業の工事及び維持管理等には、できるだけ市内事業者の活用を考慮すること。

(4) 設備の撤去

発電終了に当たっては、事業者の負担と責任において、終了後6ヶ月以内に発電設備等の撤去とともに、屋根の原状回復を行うこと。

(5) 損害賠償責任及び紛争解決

本事業の実施中に起きた紛争に関しては、事業者の責任において解決を図ること。

2 応募要件

(1) 応募資格

上田市内に本店、支店等の営業拠点を有する法人（複数事業者が参加する共同事業としての応募も可能）。ただし、破産の申立がなされている者や国税・地方税を滞納している者等応募できない場合がある。

(3) 参加の申込

生活環境課まで直接持参し提出。参加申込のない事業者は、見積合わせに参加できない。

3 担当窓口

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市 生活環境部 生活環境課

電話：0268-23-5120 電子メール：seikan@city.ueda.nagano.jp